取扱期間
2025年2月3日～2026年1月30日

ねんきん優遇
ふれあい
定期預金

当金庫で公的年金を受給されている方、受給手続きを完了された方に

スーパー定期店頭表示金利に

+0.25%

（税引後0.1992125%）

上乗せいたします。

くわしくは店頭に「説明書」を用意しておりますので、窓口、もしくは渉外係までお問い合わせください。

お預入期間	○1年
お預入限度額	○150万円以内
利息	○付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
税金	○利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日より、令和19年12月31日までの間に支払われる利息に対して、「復興特別所得税」が追加課税されております。
中途解約時のお取扱い	○満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
預金保険制度	○預金保険制度の付保預金です。決済用預金を除く当金庫の他の預金元本と合わせて1,000万円までとその利息が保護されます。
その他	○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

この街と生きていく SHINKIN 信用金庫

水沢信用金庫　www.mizusawashinkin.co.jp

自由金利型定期預金〔M型〕〈単利型〉
年金優遇ふれあい定期預金（ふれあい定期）

水 沢 信 用 金 庫　　令和7年2月1日現在

1.商品名(愛称)	・年金優遇ふれあい定期預金（ふれあい定期）　〈スーパー定期単利型〉 ・取扱期間　令和7年2月1日～令和8年1月31日
2.販売対象	・当金庫に公的年金受給口座を有する方 ・当金庫で公的年金受給手続を完了された方
3.期　間	・1年 ・総合口座担保定期とする場合、自動継続(元金継続)の取扱いができます。
4.預　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・一括預入 ・年金振込店舗での預入となります。 ・100円以上150万円以下 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利　息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率に0．25%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。上乗せ金利は金利情勢等により変更する場合があります。 自動継続の場合は、自動継続時の店頭表示の利率に0．25%を上乗せした利率を次回の満期日まで適用します。但し、自動継続日において当金庫で年金のお受け取りを継続されていないと上乗せ金利は適用されません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税　金	・お利息には、20．315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
8.手数料	―
9.付加できる特約事項	・元金自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・営業店窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13.その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます。）